

## 議案第 5 8 号

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）

7 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～4 （略）</p> <p>（法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p><u>5</u> （略） （法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p><u>6</u> （略） （法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1とする。</u></p> <p>8～20 （略）</p>	<p>附 則 1～4 （略）</p> <p><u>5</u> <u>削除</u> （法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p><u>6</u> （略） （法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p>8～20 （略）</p>